

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援

訪問業務に伴う記録・請求・顧客管理等について、IT ツールの導入・活用を進め、業務の標準化と省力化に取り組みます。あわせて、取引先や関係事業者との情報共有の効率化を図り、業務負担の軽減とサービス品質の安定化につなげます。

e. 健康経営に関する取組

従業員の心身の健康が安定した事業運営の基盤であるとの考え方のもと、無理のない稼働体制の維持や業務負担の平準化に努めます。また、健康増進に資する知見や取組について、関係事業者との情報共有を行います。

f. BCP／事業継続

災害や突発的な事業環境の変化に備え、業務データのバックアップや簡易的な業務継続体制の整備を進めます。あわせて、取引先や関係事業者と情報を共有し、事業継続に向けた連携を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正に積極的に取り組みます。

また、労務費の上昇分については、その影響を取引先と十分に協議した上で、取引価格へ適切に反映するよう取り組みます。

さらに、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に配慮し、取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄を目的として、直接の取引先をはじめとする関係事業者との対話を重視し、長期的な信頼関係の構築に取り組みます。

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社アクティブケア 代表取締役 北村 憲司